

ISPS コード（船舶と港湾施設の保安のための国際コード）  
に基づく

## 船舶保安システム

# 審査の案内

（外国籍船舶用）

# ClassNK

一般財団法人 日本海事協会  
船舶管理システム部

2022年2月（第19改訂）

改訂記録

日付	改訂	主な変更点
2003年7月	初版	—
2017年9月	第17回改訂	「1. はじめに」の記述内容を変更した。 オンライン審査申込サービス(e-Application)を追加した。 SSPの改訂承認及び改訂の届出の際の提出書類を変更した。
2021年10月	第18回改訂	SSP電子承認システムの運用開始に伴いSSP承認の取り扱いを変更した。
2022年2月	第19回改訂	電子記録書の運用開始に伴い記述を変更した。

本会各支部または事務所の所轄範囲については

本会が半年毎に発行しております“DIRECTORY”をご覧ください。  
(“DIRECTORY”の最新版は、本会のホームページから入手可能です。)

この『審査の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。

日本海事協会 船舶管理システム部  
電話:03-5226-2173 / Fax:03-5226-2174  
e-mail:smd@classnk.or.jp

# 目次

1. はじめに.....	1
2. 略語の説明.....	2
3. 用語の定義.....	2
3.1 SOLAS 条約 XI-2 章の定義.....	2
3.2 ISPS コードの定義.....	2
4. 適用船舶.....	2
5. 証書.....	3
5.1. 証書の種類と有効期間.....	3
5.2. 証書の延期、失効、再発行、書換え、返納.....	4
6. 審査の種類と実施時期.....	5
7. 審査の申込み.....	5
7.1 SSP 承認の申込み.....	5
7.2 船舶審査の申込み.....	8
7.3 他 IACS 船級協会発行 ISSC の認証引継の申込み.....	8
8. 船舶審査の実施.....	9
8.1 初回審査、中間審査及び更新審査.....	9
8.2 仮 ISSC 発行のための審査.....	9
8.3 不適合解消のための臨時審査.....	10
8.4 SSP 再承認後の臨時審査.....	10
8.5 その他の臨時審査.....	10
8.6 初回、定期的及び臨時審査における SSAS の確認.....	11

## 1. はじめに

SOLAS 条約 XI-2 章及び ISPS Code の要件に基づき、国際航海に従事する旅客船、総トン数 500 トン以上の貨物船及び移動式海底資源掘削ユニットは、船舶保安評価を実施し、それを基に船舶保安計画を立案し、船上での運用を経て初回審査に合格した上で国際船舶保安証書を所持しなければなりません。

本会は、数多くの旗国政府から認定保安団体(RSO)として承認されており、旗国政府に代わって、また、本会の規則「船舶保安システム規則及び同実施要領」に従って、船舶保安計画(SSP)の承認並びに船舶審査を実施し、一部の旗国政府(例えばパナマ)を除き、国際船舶保安証書を発行しております。

ISPS Code A/9.4.11 に規定しておりますように、船舶保安計画(Ship Security Plan)は承認後も定期的に見直しを行うことが求められております。SSP の改訂承認の取扱いは 7.1.2 項をご参考下さい。

この審査の案内で用いている条約、コードの和文は、本会の仮訳ですのでご承知おき下さい。また、SOLAS 条約(関係箇所抜粋)並びに ISPS コードの英文、和文及び和英併記版は、本会のホームページ内の船舶保安システム(ISPS)サイトに掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、本会は次のとおりサービスの電子化を進めております。

- 1 自己診断用のチェックリスト(SSP 承認用、船舶審査用)及び審査の申請書式をホームページに掲載し、オンラインで船舶審査を申し込めるサービス(e-Application)を用意しています。
- 2 従前の紙証書に替わり、証書を保護付き電子ファイル(PDF)にて発行するサービスを用意しております。詳しくはホームページに掲載しているパンフレットをご参照下さい。
- 3 2021 年 10 月から SSP 承認(初回、改訂のいずれも)は、電子的に承認することとなりました。SSP 承認申込みは e-Application のご利用を推奨いたします。
- 4 2022 年 1 月 30 日から、船舶審査を行ったのち提供する審査記録書は電子的に発行され、会社へ送付されます。
- 5 本審査の案内をはじめ、本会のサービスは、ホームページからご利用できます。次のアドレスをご利用ください。

各種チェックリスト: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/isps/index.html>

審査の申請書式: [http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl\\_appli.aspx](http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx)

e-Application: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>

## 2. 略語の説明

ISPS Code:	International Ship and Port Facility Security Code 船舶と港湾施設の国際保安コード 正式名称は、The International Code for the Security of Ships and of Port Facilities といひ、『船舶と港湾施設の保安のための国際コード』といひます。
ISSC:	International Ship Security Certificate 国際船舶保安証書
SSP:	Ship Security Plan 船舶保安計画
SSA:	Ship Security Assessment 船舶保安評価
CSO:	Company Security Officer 会社保安職員
SSO:	Ship Security Officer 船舶保安職員
RSO:	Recognized Security Organization 認定保安団体
DOC:	Document of Compliance 適合証書 (ISM コード)
SMC:	Safety Management Certificate 安全管理証書 (ISM コード)
SSAS:	Ship Security Alert System 船舶保安警報装置

## 3. 用語の定義

### 3.1 SOLAS 条約 XI-2 章の定義

“Company 会社”とは、IX/1 規則に定義される会社をいひ、ISM コードで定義されている“会社”と同一です。

“Recognized Security Organization(RSO)認定保安団体”とは、保安に適切な専門性と船舶と港の運用に関する適切な知識を有し、SOLAS 条約 XI-2 章又はISPSコード A 部で要求される評価、検査若しくは承認又は証書発給業務を実施する権限を与えられた組織をいひます。

### 3.2 ISPS コードの定義

“Ship Security Plan (SSP) 船舶保安計画”とは、保安事件の危険から船舶に乗船している者、貨物、貨物運送ユニット、船舶用品または船舶を保護するために計画された船舶での措置の適用を確実にするために構築された計画をいひます。

“Ship Security Officer (SSO) 船舶保安職員”とは、船舶保安計画を実施、維持すること、かつ、会社保安職員及び港湾施設保安職員と連携することを含め、船舶の保安に関して責任者として会社に任命された船長への報告義務を負う船舶上の人物をいひます。  
なお、IMO では船長が SSO として指名されることを阻害しないと合意されています。  
また、SSO は 2009 年 7 月 1 日以降、主官庁が発行する STCW 条約第 6-5 規則の規定に基づく証明書の保持が要求されています。

“Company Security Officer (CSO) 会社保安職員”とは、船舶保安評価が実施され、船舶保安計画が作成され、承認のため提出され及びその後実施され、維持されることを確保すること並びに港湾施設保安職員及び船舶保安職員との連携を行うことを確実にするために会社により指定された人物をいひます。

## 4. 適用船舶

国際航海に従事する下記の船種が適用となります。

- .1 旅客船(高速旅客船を含む)
- .2 総トン数 500トン以上の貨物船(高速船を含む)
- .3 移動式海底資源掘削ユニット(Mobile Offshore Drilling Unit)

日本籍船舶につきましては、別途日本籍用の規則及び審査の案内が用意されておりますので、そちらを御覧下さい。

## 5. 証書

### 5.1. 証書の種類と有効期間

船舶に対して発行する国際船舶保安証書(International Ship Security Certificate (ISSC) )の種類は次のとおりです。

- .1 ISSC: 旗国政府の権限の下に発行される本証書です。(Full term ISSC)
- .2 短期 ISSC: 本証書発行までのつなぎの証書です。通常、初回審査、更新審査又は臨時審査で発行します。(Short Term ISSC)
- .3 仮 ISSC: 会社が新しく管理を始めた船舶又は旗国が変更となった船舶に発行できる証書です。(Interim ISSC)

#### 5.1.1 ISSC (Full term ISSC)

旗国政府又は旗国政府の代行として本会若しくは他の認定保安団体(RSO)が承認した船舶保安計画(SSP)を所持し、初回審査を受けこれに合格した船舶に対し、旗国政府の権限の下に、ISSCが発行されます。

初回審査の後に発行するISSCの有効期限は、中間審査を受けることを条件に審査の終了日から5年です。

更新審査の後に発行するISSCの有効期限は、ISSCの有効期間満了の3ヶ月前から有効期間満了日までに審査が終了した場合、新しいISSCの有効期間は旧証書の有効期間満了日の翌日から5年ですが、有効期間満了の3ヶ月以上前に審査が終了した場合は更新審査の終了日から5年となります。

中間審査に合格した場合並びに臨時審査に合格し旗国政府が裏書を認めている場合、ISSCの裏書を行います。

ISSCは、船上に保管しなければなりません。また、写しを会社に保管しなければなりません。

ISSCの有効期限は、会社からの申込により船舶が所持している有効な安全管理証書(SMC)の有効期限に合わせるすることができます。

パナマ、ベルギー、キュラソー、セントビンセント等の各旗国政府については、本会はISSCを発行する権限を与えられていません。したがって、ISSCの発行を旗国政府にお申込み下さい。また、ベルギー及びキュラソーについては短期ISSCの発行権限も与えられておりませんので鑑定書を発行します。

なお、ドミニカ国(Commonwealth of Dominica)については、本会は初回審査の実施及び短期証書の発行権限を有しておりますが(本証書は旗国政府より発行されます)、仮ISSC発行

のための審査の実施に関する代行権限は付与されておりませんので、当該審査は旗国政府に申し込んでいただくようお願いいたします。また、日本籍船舶については、別途「日本籍船舶用の審査の案内」に記載していますように、本会は審査できますが、証書は発行できませんので、証書に関しては日本政府にお申込み下さい。

#### 5.1.2 短期 ISSC(Short term ISSC)

初回審査および更新審査の合格を証明するものとして、審査の終了時に 5 ヶ月間有効の短期 ISSC を、旗国政府の権限の下に、審査を実施した審査員が発行します。また、臨時審査で証書の書き換えが必要な場合も短期 ISSC を発行します。

なお、パナマ籍船舶については、旗国政府の指示により初回審査後に短期 ISSC を発行できませんので、仮 ISSC の有効期間内に ISSC の発行を旗国に求めてください。

#### 5.1.3 仮 ISSC(Interim ISSC)

有効期間 6 ヶ月間の仮 ISSC は、次の場合に発行します。

なお、SSP が承認されていても、SSP の運用実績がなく SSP の適合性を検証できない場合は、初回審査ではなく仮 ISSC 発行のための審査を実施し仮 ISSC を発行しますのでご注意願います。

- .1 船舶が ISSC を所持していない場合、その引渡しするとき
- .2 会社が新しく船舶の管理を始めたとき
- .3 船舶の国籍が変更されたとき(改訂 SSP が未承認の場合や旗国要件による)

### 5.2. 証書の延期、失効、再発行、書換え、返納

#### 5.2.1 証書の延期

船舶が更新審査を受けるべき時期に、審査を受ける予定の港に向け航海中となる場合、主管庁の了承を得て ISSC を 3 ヶ月の範囲で延期することができます。ただし、審査を受ける予定の港に到着したときは、更新審査完了に基づく新しい証書の所持又は現証書延長の裏書をしない限り出航することはできません。

#### 5.2.2 証書の失効

次のいずれかの場合、現行の証書は失効します。

- .1 定期的審査(更新審査、中間審査)及び臨時審査を受けなかった場合
- .2 審査において付された不適合が、指定期間内に解消できなかった場合
- .3 再承認が必要な部分の SSP に承認を得ないで変更を行った場合及びその他の部分の改正にあたって RSO や主管庁に届出が提出されていなかった場合
- .4 会社が当該船舶の管理を取りやめた場合
- .5 当該船舶の国籍が変更された場合
- .6 手数料及び経費が支払われなかった場合
- .7 仮 ISSC にあつては、ISSC が発行された場合
- .8 会社から当該船舶に関する船舶保安システム登録の削除の申込みがあった場合

#### 5.2.3 証書の再発行

証書を紛失若しくは汚損した場合には、本会本部(船舶管理システム部)に再発行の申込みをして下さい。

- 5.2.4 証書の書換え  
船名等の証書の記載事項に変更があった場合には、臨時審査を行い ISSC の書換えを行う必要があります。ただし、会社の社名・住所等の変更の場合には、本船上の臨時審査は必要としませんが、SSP に記載内容の変更がある場合には改訂承認が必要となる場合がありますので、最寄りの支部等に御相談下さい。

- 5.2.5 証書の返納  
次の場合、証書を最寄りの支部・事務所又は本会本部に返納して下さい。

- .1 証書が更新、書換え等により新しく発行された場合
- .2 証書が失効または有効期間満了となった場合
- .3 紛失により証書の再発行を受けた後に、紛失した証書を発見した場合

## 6. 審査の種類と実施時期

審査は次の種類があります。

- 初回審査： 船舶に初めて ISSC を発行する審査  
更新審査： 5年を超えない期間で実施する ISSC を更新 する審査  
中間審査： 2回目と3回目の審査基準日(注1)の間で実施する審査  
臨時審査： 次の審査があります
- a. 不適合を解消するための臨時審査
  - b. SSP の再承認後に行う臨時審査
  - c. その他の臨時審査
    - ・船名、旗国、要目に変更がある場合
    - ・保安警報装置(SSAS)の取替えや修理の後など

仮 ISSC 発行のための審査

注1

審査基準日とは、ISSC の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。

## 7. 審査の申込み

審査の申込みは、申込書式(APPLI-CSA、APPLI-CSA-j 又は MS-APPLI-SSP、MS-APPLI-SSP-j)を使用して下さい。

同書式は本会のホームページ([http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl\\_appli.aspx](http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx))よりダウンロードすることができます。

オンラインで審査を申し込めるサービスも行っていますので、本会のホームページ(<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>)をご参考下さい。

### 7.1 SSP 承認の申込み

SSP の承認又は改定再承認の申込みは、最寄りの本会国内支部若しくは海外事務所に電子ファイルにて提出して下さい。申込みは e-Application のご利用を推奨いたします。

なお、日本籍船舶については、日本国内の支部に提出して下さい。

#### 7.1.1 初回の承認



#### 7.1.1.1 提出文書

初回の SSP 承認の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書 (MS-APPLI-SSP 又は MS-APPLI-SSP-j)
- .2 SSP
- .3 船舶保安評価(SSA)の報告書
- .4 会社保安職員 (CSO) 訓練証明書の写し
- .5 (仮)国籍証書の写し(NK 船級船でない場合)
- .6 有効な ISM コードの適合証書(DOC)の写し (DOC 発行者が NK 以外の場合)

次の文書が SSP に含まれていない場合には、提出して下さい。

- .1 CSO と船舶保安に関連する他の陸上要員の責任と権限を規定した会社の手順書及びその組織図
- .2 会社が CSO、船舶保安職員 (SSO) 及び船長に対し、船舶の保安に関連する職務と責任を遂行するために必要な支援を提供することを示す宣言書
- .3 下記に関する最新の情報が記載された文書
  - i) 船舶の乗組員を指名する責任を負っている者
  - ii) 船舶の使用を決定する責任を負っている者
  - iii) 船舶が契約により雇い入れられている場合にはその契約者

#### 7.1.1.2 文書審査

提出された文書を審査し、SSP が ISPS コードに適合している場合に、SSP を承認します。適合していない場合には、担当の審査員からは是正をお願いすることになります(なお、e-Application でお申込みいただいた場合はオンラインチャットでお伝えしますので審査はスムーズです。)。承認した SSP 及び SSA に押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付いただき、会社と本船とで保管してください。

なお、本会には承認印(Approved)を押印した SSP の表紙、改訂記録及び目次並びに SSA の表紙の写しのみを保管し、承認したことを証明する書類(MS-LOA/ Approval of Ship Security Plan)を発行いたします。

#### 7.1.2 承認済 SSP の改訂承認

SSP の改訂は、原則として再承認を要しますので、本会国内支部若しくは海外事務所に電子ファイルにて提出して下さい(日本籍船舶については、日本国内の支部に提出して下さい。)。申込みは e-Application のご利用を推奨いたします。

改訂の場合には改訂記録を更新して下さい。

なお、ISPS Code A/9.4.1～A/9.4.18 に該当しない場合及び政府が承認を必要としない項目については承認の必要ありませんが、本会に改訂箇所を届け出ていただく必要があります。また、本会以外の RSO が承認した SSP の改訂申込みは、初回承認扱いとして受け付けします。

#### 7.1.2.1 提出文書

(A) 承認済み SSP の改訂承認

申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書(MS-APPLI-SSP 又は MS-APPLI-SSP-j)
- .2 改訂版の SSP 表紙(変更がある場合もしくは承認スタンプの押印を希望される場合に限りです。)
- .3 SSP の改訂記録、目次及び改訂版の当該ページ
- .4 改訂した SSP の基となった SSA の報告書(注 2)
- .5 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ又は新旧の対比を参照できる資料
- .6 CSO の訓練証明書の写し
- .7 (仮)国籍証書の写し (NK 船級船でない場合)
- .8 有効な ISM コードの適合証書(DOC)の写し(発行者が本会以外の場合)

注 2

初回の承認と同様に、改訂時にも SSA は必要に応じて現場保安検査 (On-scene security survey) を含めて実施し、報告書に取り入れて下さい。

(B) 承認済 SSP の改訂の届出(承認を必要としない改訂で、改訂記録を残す場合)  
(ISPS Code A/9.4.1～A/9.4.18 に該当しない場合又は政府が承認を必要としないとした項目)

次の文書を提出して下さい。

- .1 申込書(MS-APPLI-SSP 又は MS-APPLI-SSP-j)
- .2 SSP の表紙(変更があれば)
- .3 目次(変更があれば)
- .4 SSP の改訂記録
- .5 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ又は新旧の対比を参照できる資料
- .6 改訂版の当該ページ

なお、SSP 中の単なる誤字、脱字等の修正をご要望される場合でも、上記 7.1.2.1 (B) の文書を担当の事務所に提出して下さい。この場合、SSP の表紙、目次及び改訂記録には変更がないはずです。

#### 7.1.2.2 文書審査

1. 上記 7.1.2.1(A)の場合は、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が ISPS コードに適合している場合に、SSP を再承認します。再承認したページに押印し、電子化したファイルを会社に返却します。本船へは会社からご送付ください。

なお、改訂版を承認したことを証する書類(MS-LOA-AMD/ Approval of Amendments to Ship Security Plan 及び MS-LOA-AMD-ATT/ Attachment to MS-LOA-AMD)を発行し、改訂記録を添付します。

MS-LOA-AMD-ATT には、SSP 改訂部分の運用検証のための臨時審査をいつまでに受検しなければならないかを明記します。通常、保安設備、保安装置等に大幅な変更(例えば、SSAS、監視装置、警報装置等の追加設置若しくは機種変更等)がなければ、運用検証のための臨時審査は次回定期的審査時期までと指定します。

2. 上記7.1.2.1.(B)の場合は、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が承認を必要とする内容ではないことを確認し、改訂されたページに押印し、電子化したファイルを会社に返却致します。本船へは会社からご送付ください。この場合、MS-LOA-AMD 及び MS-LOA-AMD-ATT の発行はありません。

## 7.2 船舶審査の申込み

船舶審査の申込みは、e-Application もしくは e-mail 等で、審査を受ける予定の港の最寄りの支部もしくは事務所に提出して下さい

なお、船舶又は審査を受ける港の保安レベルが 3 の場合、審査を円滑に実施することが困難なため、申込みを受理することができません。また、入渠中若しくは係船中等、通常の運航状況でない船舶に対しては、原則として仮 ISSC 発行のための臨時審査及び SSAS 確認のための臨時審査を除き、審査を実施することができませんのでご注意ください。

### 7.2.1 提出文書

全ての審査における提出文書は、次のとおりです。

- .1 申込書 (APPLI-CSA 又は APPLI-CSA-j)
- .2 (仮)国籍証書の写し (NK 船級船でない場合)
- .3 DOC 及び SMC の写し (発行者が本会以外の場合)
- .4 主官庁が発行した STCW 条約に基づく SSO の証明書

## 7.3 他 IACS 船級協会発行 ISSC の認証引継の申込み

7.3.1 他 IACS 協会 (以下“Losing Society”という) 発行の ISSC を引継いで本会に変更を希望する場合、以下の書類を添付して、本会船舶管理システム部に申し込んで下さい。認証引継手続には、Losing Society からの情報取得も含め数日を要します。

- .1 Losing Society が発行した ISSC、最新の DOC 及び SMC の写し
- .2 Losing Society が実施した最終の審査記録書の写し
- .3 SSP が承認されたことを証する書類

7.3.2 次の場合は、認証引継の申込みを受理できませんのでご注意ください。

- .1 ISSC が失効している場合
- .2 管理会社に変更される場合
- .3 Losing Society に何らかの審査を申し込んだ後、まだ当該審査が完了していない場合
- .4 Losing Society に指摘された欠陥 (Failure) が是正されていない場合

7.3.3 本会から Losing Society に連絡して過去の審査データを貰い受けます。

7.3.4 認証引継ぎの審査は、中間審査相当の臨時審査として実施します。ただし、初回、中間又は更新審査の期間内にある場合は、該当する審査を実施します。

7.3.5 本会が発行する Full term ISSC の有効期限は、引継ぎにおいて中間審査を完了した場合、Losing Society 発行の従前の証書満了日を引継ぎます。

7.3.6 パナマ籍船では PanamaMMC-359 section 17 に従って審査を実施します。通常は ISSC は旗国によって再発行されません。

## 8. 船舶審査の実施

### 8.1 初回審査、中間審査及び更新審査

- 8.1.1 審査を受ける港の最寄りの支部又は事務所(以下担当支部といいます)の審査員が訪船し、あらかじめ送付しています“Audit Plan”に沿って、船長、SSO、特定保安要員(もしも指名されていれば)そしてその他の乗組員へのインタビュー、記録の確認、船内の保安措置の確認等を行います。
- 8.1.2 本会が Full term ISSC を発行しない旗国の船舶(パナマ籍船など)では、初回審査若しくは更新審査において欠陥(NC)が見出された場合は、NC が是正されるまで当該審査は完了しませんので証書は発行されません。
- 8.1.3 中間審査若しくは臨時審査において、NCが見出された場合は、証書への裏書は行いますが、併せてその是正を求めます。もしも審査中に是正できない場合は、3ヶ月以内に実施する是正計画(Corrective Action Plan)の提出を2週間以内に会社に求め、審査をした審査員が是正計画を妥当と判断した場合には審査が完了します。その是正計画の実施の確認は次回の定期的審査で確認します。また、審査員がその是正実施の確認のため臨時審査が必要と判断した場合は『不適合解消のための臨時審査』を要求します。
- 8.1.4 『不適合解消のための臨時審査』を要求された場合、指定された期日までに不適合が解消されないときは、船舶保安証書は失効しますのでご注意ください。
- 8.1.5 審査の立会者として、SSPに精通した本船乗組員(船長又はSSOを含む。)を指名して審査に立ち合わせて下さい。
- 8.1.6 初回審査に先立って、少なくとも1回の保安操練を実施しておいて下さい。実施されていない場合は審査時に実施していただくことになります。
- 8.1.7 保安業務に関する内部監査及び見直しは、SSPに記載の間隔で実施し、記録を船上に保管しておいて下さい。
- 8.1.8 本会が審査時に発行します審査記録書は、会社と船上で少なくとも5年間保管して下さい。
- 8.1.9 審査記録書は、極めて機密性の高い情報が記載されていることから、SSPに規定された保安措置の記録と同様に不正なアクセス若しくは開示を避けて下さい。

### 8.2 仮 ISSC 発行のための審査

- 8.2.1 仮 ISSC 発行のための審査は、担当支部の審査員が訪船し、次の事項を確認します。これらの事項全てを確認できなかった場合は、仮 ISSC を発行できませんのでご注意ください。
- .1 保安の職務を有する乗組員等が、SSPに規定されている職務と責任に習熟していること。
  - .2 SSOが適切な訓練を受け、主官庁が発行したSTCW条約に基づくSSOの証明書を保持していること。

- .3 ISPS コード A 部 9.4.1 から 9.4.18 の要件が規定されている SSP が船上に備え置かれ、旗国政府若しくはその RSO に承認を求めするために提出されているか、旗国政府若しくはその RSO に承認されていること。  
なお、審査の申込み時に SSP を提出していることを示す書類(例えば本会に提出している場合には本会が発行する ISPS Schedule for Review and Approval of SSP (MS-SPA)、又は、他の RSO に提出している場合には、当該 RSO の受領書若しくは送付書の写しを提出して下さい。
- .4 旗国政府の特別要件が SSP に規定されていること。
- .5 SSP に規定されている操練が少なくとも 1 回実施されているか、若しくは実施する 計画を出航前に CSO 若しくは SSO が立案していること。
- .6 SSP に規定されている保安装置が保安システムに取り入れられていること。そして保守されて維持されていること。
- .7 SSP に規定されている全ての保安と監視装置が運用されており、目的とする運用に適していること
- .8 SSAS は下記事項を確認します。
  - a) SSAS 発信テスト又はテストが成功したことを示す受信記録。
  - b) ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していること。
- .9 SOLAS 条約 XI-1 章第 5 規則の規定を満たす CSR の保持の検証又は CRS が承認のために主管庁に提出されていることを確認します。

8.2.2 船上に有効な DOC(仮 DOC を含みます。)の写しが備え置かれていること及び有効な SMC(仮 SMC を含みます。)を所持し若しくは所持しようとしていることを確認します。

### 8.3 不適合解消のための臨時審査

上記 8.1.4 を参照下さい。審査範囲は、原則として、不適合に関連する部分のみとします。

### 8.4 SSP 再承認後の臨時審査

本会が SSP の再承認を行った場合、上記 7.1.2.2 のとおり、改訂部分の運用状況を確認する臨時審査の時期を指定しますので期限内に臨時審査を申し込んで下さい。

審査範囲は、原則として、改訂に関連する部分のみとします。

### 8.5 その他の臨時審査

#### 8.5.1 船名が変更となった場合の臨時審査

船名が変更となった場合、原則として審査員が訪船して臨時審査を行います。この臨時審査では、国籍証書及び条約証書が適切に書き換えられていることを確認し、SSAS の発信データとして船名が要求されている場合には、新船名が発信されることを確認するため SSAS 発信テストに立ち会う又はテストが成功したことを示す受信記録を確認します。

#### 8.5.2 旗国政府が要求する臨時審査

旗国政府が追加の臨時審査を要求することがあります。その場合は、旗国政府が要求した背景を勘案した上で、審査範囲を決定してお知らせします。

8.5.3 SSAS の取替え・修理後の確認のための臨時審査  
下記 8.6.2 を参照下さい。

8.5.4 船舶の国籍が変更となった場合の臨時審査  
原則として、臨時審査ではなく仮 ISSC 発行のための審査が求められます。ただし、次の場合、臨時審査を行って、従前の ISSC の期限を引き継いだ ISSC を発行することが出来る場合があります。

- .1 管理会社に変更が無い。
- .2 新しい旗国の要件を取り込んだ SSP が既に承認されている。
- .3 会社が上記 1 と 2 を旗国に説明し、旗国が期限を引き継ぐことを認めている。

なお、パナマ籍への変更の場合、例外無く仮 ISSC 発行のための審査を要求されます。

## 8.6 初回、定期的及び臨時審査における SSAS の確認

8.6.1 SSAS の設置後、本会が承認した無線業者により、SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則の第 2 項から第 4 項(注 3)の規定に適合していることを試験し、SSAS の適合性を示す報告書を作成し本船に備え置いて下さい。ただし、Self-Contained SSAS (SSAS-SC 注 4) の場合は、SSO が試験し、報告書を作成することができます。

注 3： SOLAS 条約 XI-2 章第 6 規則

- .2 作動する際、船舶保安警報装置は、
  - .1 船舶及び船舶の位置を識別し、更に船舶の保安が脅威にさらされているか若しくは危険な状態にあるかを示すことができる船舶・陸上間の保安警報を、状況により会社を含め、主管庁により指定された該当機関に発信しなければならない。
  - .2 他の如何なる船舶にも船舶保安警報を送信してはならない。
  - .3 船舶上でアラームを発してはならない。そして
  - .4 解除されるかリセットされるまで、継続的に発信しなければならない。
- .3 船舶保安警報装置は、
  - .1 船橋および少なくともその他の一つ以上の場所から作動できる能力を持っていること。そして
  - .2 機関により採択された性能基準を下回ってはならない。
- .4 船舶保安警報装置の発信場所は、船舶保安警報の不注意による発信を防止するように設計されなければならない。

注 4： Self-Contained SSAS

IACS の Procedural Requirements No. 24 (PR24)では、“SOLAS 条約 IV 章及び V 章で要求される無線装置若しくは航海装置とインターフェースをとることなく、また、それらからのインプットに依存することのない SSAS をいう”と定義されています。

8.6.2 SSAS の設置後、最初の審査では次の事項を確認します。

- .1 SSAS の規定が SSP に含まれていること。
- .2 上記 8.6.1 で作成された報告書。
- .3 SSAS 発信テストに立会う又はテストの結果。

- .4 ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していること。
- 8.6.3 その後の定期的審査(初回審査、中間審査及び更新審査)において、次の事項を確認します。
- .1 ISPS コード A 部 10.1.10 で要求されている SSAS の保守、校正、試験の記録。
  - .2 SSAS 発信テストの結果。
  - .3 ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していること。